

特定非営利活動法人日本障害者協議会

2018年度事業計画

2018年は世界人権宣言が採択されて70年の節目の年である。この年から始まる2018年度は、人が相互に人権を尊重し合う社会をめざし、障害者権利条約（以下、権利条約）をよく学び、JDF(日本障害フォーラム)の平行レポート（以下、パラレポ）づくりに参画・寄与しながら、障害のある人が安心できる暮らしのために事業・活動を実施する。

以下、2018年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会(JDFと一体)、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとの整理と、JD全体として取り組む重要事項と合わせて計画し、実施する。

*文中敬称略、加盟団体＝正会員団体

【重点課題】

1. 社会的テーマ

－日本国憲法の大切さの共有－

2015年は戦後70年、2016年は憲法公布70年、2017年は憲法施行70年、を意識した学習・集会を開催し、平和の大切さと憲法の大切さを多くの人たちと共有してきた。本年度もこれを引継ぎ、憲法公布日11月3日の前日の2日に憲法の意味・意義、これからの生かし方を考える集いを企画する。

2. 障害分野のテーマ

－権利条約のパラレポづくり－

権利条約を社会に広めていくことに努めながら、声を上げにくい人たち、最も立ち遅れた領域、解決すべき社会問題などを意識しながらJDFのパラレポづくりに参画し、役割を果たしていく。

－障害者差別解消法の見直しに向けて－

差別解消法施行3年目の本年は見直しに向けて重要な1年になる。この法の成立は大きな一歩であったが、社会のさまざまな局面で障害のある人への差別は未だ解決されないままである。人々の意識の中に潜む差別意識を変革していくのは容易ではないが、権利条約第8条「意識の向上」では、障害者に関する偏見や有害な慣行と戦うこと、と記されている。権利条約の水準に合わせた見直しを求めていく。

3. JDの課題

－つながりづくり－

JDFの中で役割を果たし、各団体と協力しながら、権利条約が謳う「他の者との平等」が実現する社会をめざす。また、今般の報酬改定が障害のある人のいのちや暮らしにもたらす影響、障害者支援の現場への影響を補足しながら、関係する人たちの制度改善に取り組む。

「我が事・丸ごと」地域共生社会に向けた施策が進められているが、高齢分野、子どもの分野、生活保護の分野などとの連携を強め、人々のいのちを大切に作る制度・施策を求めていく。

－政策提言と運動－

上記1、2の取り組みを進めながら、その時々が必要とされる政策への提言、社会保障・障害者施策の後退を止め、前進させるための運動に積極的に取り組んでいく。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現のために、権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正や予算確保をはじめ、必要な提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

- ① 権利条約の履行に向けて締約国報告の評価・検討を行い、パラレポづくりにも寄与していく。
 - ② 障害者差別解消法の周知に努め、実効性あるものとなるように働きかけていく。
 - ③ 総合福祉部会の骨格提言および自立支援法違憲訴訟団と国（厚労省）との基本合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。
 - ④ 医療・年金・生活保護をはじめ、社会保障全体が縮減の方向に向かっている状況のなか、これらの関連政策に対する意見表明をしていく。また、障害者予算の国際比較に資する統計的調査の必要性を認識し、財源の効率化が背景にある「我が事・丸ごと」政策などに対応しながら、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。
 - ⑤ 旧優生保護法下での強制不妊手術の実態は、看過できない深刻な人権問題と捉え、政府の責任を明らかにさせるために幅広い立場で議論をしていく。出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても、慎重に議論をしていく。
- (2) 障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しおよび障害者基本計画の検証
障害者基本法および虐待防止法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。また、障害者基本計画の検証を行う。
 - (3) シンポジウムや学習会等の開催
政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。
 - (4) タイムリーな意見や要望等の表明・提出
障害者政策委員会をはじめ、障害に関する様々な国の審議会等の進行や内容に合わせて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JDとしての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。
 - (5) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

- (1) 権利条約の認知度を高め理解を深める運動の一環として政策会議を開催する。今回は、JD版パラレルレポート草案を提案する。
日 時：5月25日（金）13：30～17：00
場 所：戸山サンライズ2階 大研修室
テーマ：権利条約のパラレルレポート草案の提案と学習会
内 容：情勢報告、世界地図に見るパラレポのくらべっこ 気になるあの国・日本では—JD仮訳から世界が見える—：パラレルレポート草案の提案
- (2) パラレルレポート等の検討活動
上記の政策会議をはじめ、状況に応じて学習会、懇談会などを開催すると同時に、JDF等と連携しながらパラレルレポートの内容充実のため積極的な関与に努める。
- (3) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」SDGsへの働きかけ
「誰も置き去りにしない（leave no one behind）」との考え方を強調しているSDGsの実施に向けて、JDF等と情報を共有し、連携して働きかけていく。
- (4) 国際会議等への対応
国連での障害者権利委員会への傍聴参加をはじめ、必要に応じて対応する。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解の促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢者、女性、子ども、貧困など近接領域との交流に努め、実効力の伴う運動を図る。

JDの政策提言や見解を政府や政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の

実現を図る。

(1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向けて、様々な面から働きかけていく。

(2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催

権利条約の理念の実現をめざして、その周知に努め、課題や状況に応じて、関係者および広く一般の興味・関心を引くもの、新しい切り口のものをテーマに企画する。

① サマーセミナーについて

優生思想の歴史を学び、だれもが持つ内なる優生思想に向き合うことなどを通して、障害のある人のいのちと尊厳を思考する場とするプログラムを企画する。

日程は7月25日（水）、会場は国会議員会館を予定する。

② 「憲法と障害者」

戦後70年（2015年）から実施してきた障害者のしあわせと平和を考えるシリーズを引き継ぐものとして、世界人権宣言採択70年の節目にあたる本年は、「憲法と障害者」をテーマに、会場が一体となって考えられるようなプログラムを企画する。

日程：11月2日（金）13:00～16:30

場所：憲政記念館講堂

具体的なテーマなどの詳細は漸次固めていく。

③ 連続講座・・・年度後半に実施する。タイムリーな企画とするためテーマ等は未定。

(3) JD役員はじめJD内外の協力者による講師派遣事業を引き続き実施する。

4. 広報活動

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報のみならず、幅広い情報発信誌の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、ロコミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。
- (2) 「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関連団体をはじめ、社会保障分野の諸団体、企業、研究機関などにも働きかけ、普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子として引き続きJDブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。
- (4) JDが編集する『JD障害と福祉事典（仮称）』の出版に向けて準備を引き続き進める。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD理事や加盟団体の協力を得ながら、常任編集委員会を中心とするチームにより進める。
- (5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

障害者権利条約締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実に向けた活動を引き続き行う。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に引き続き取り組む。

- (1) 権利条約の実現のため、パラレルレポートづくりなどで情報の共有化を図る。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けてのとりくみをすすめる。
- (4) JDのホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめICT活用のための相談活動を図る。

6. 関連事業

(1) JDF等との連携・協同

JDFの各委員会に参画してJDFの活動に寄与するとともに、障害種別、分野、立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。

(2) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み

基本合意文書を、骨格提言、権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟団との連携を強めていく。また、めざす会の活動に継続的に積極的に取り組み、事務局を担っていく。

(3) 社会支援雇用に関する活動

「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携して継続していく。また、インクルーシブ雇用議連との学習と連携を大切にし、政策につながる成果を見据えながら社会支援雇用制度の実現を図る。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら、運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

(1) 会員の拡大

新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を挙げにくい比較的小規模な団体をも常に念頭に置いて支援を行なっていく。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。

(2) 寄附の募集

認定NPO法人には寄附者の数の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）が課される。財政強化および、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努めることはもとより、本年は、来年度の更新申請に向けて、審査対象5年目となるため、要件をクリアするための協力を呼びかける。

(3) 理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会（①政策、②国際(JDFと一体)、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

(4) 事務局の整備等

事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。